

平成 24 年 2 月 27 日

## 鳥取大学邦楽友の会規約(改正版)

第 1 条 本サークルは、鳥取大学邦楽友の会と称する。

第 2 条 本サークルは、会員相互の親睦をはかり、サークル活動の発展を目的とする。

第 3 条 本サークルは、次の会員を持って組織する。

- ・鳥取大学学部生
- ・鳥取大学大学院生
- ・鳥取大学研究生

第 4 条 本サークルは、目的達成のため次の活動を行う。

- ・中・四国国立大学連合演奏会への参加
- ・その他、交流会などへの参加

第 5 条 本サークルの事務所は、鳥取大学文科系サークル BOX 内におく。

第 6 条 本サークルは、次の役員を置き、任期は 1 年とする。

- ・部長 1 名
- ・副部長 2 名
- ・会計 1 名

第 7 条 本サークルの会務を執行するため、役員で幹部会を構成し、必要に応じてこれを招集する。

第 8 条 本サークルの経費は、会費(月額 500 円)、入会金(500 円)、助成金をもってこれにあてる。

第 9 条 会費の変更は、幹部会で定め、会員の承認を必要とする。

補足: 本サークル名は平成 16 年 6 月 9 日をもって、邦友会から鳥取大学邦楽友の会へ変更されたものである。